



人間創造 Human

技術創造 Technology 新「技・能」創造

事業創造 Project

日 時

令和5年6月23日（金曜日）
開 会 午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

北九州市八幡西区築地町1番1号
当社 本社会議室

目 次

第76回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
（添付書類）	
事業報告	18
計算書類	49
連結計算書類	51
監査報告書	53
株主総会会場ご案内図	

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第76回 定時株主総会 招集ご通知

＜株主総会資料の電子提供制度への対応について＞
会社法の改正に伴い、株主総会資料の電子提供制度が令和4年9月1日に施行されましたが、本総会においては電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず従来どおり招集ご通知を株主の皆様へお送りしております。本招集ご通知は、書面交付請求に基づき交付される書面に記載すべきすべての事項を含んでおります。

＜お土産について＞

株主の皆様全員の公平性への配慮から、本総会ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 高田工業所

証券コード 1966

証券コード 1966
(発信日) 令和5年6月7日
(電子提供措置の開始日) 令和5年5月31日

株 主 各 位

北九州市八幡西区築地町1番1号

株式会社 高田工業所

代表取締役
社 長 高 田 寿 一 郎

第76回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっておりますので、インターネット上の以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.takada.co.jp/ir/library/stockholders-meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、当社名（高田工業所）又は証券コード（1966）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、4頁から6頁までのご案内に従って、令和5年6月22日（木曜日）午後5時15分までに入力完了又は到着するよう議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 北九州市八幡西区築地町1番1号
当社 本社会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第76期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
2. 第76期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項について

当社は法令並びに当社定款第20条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には記載しておりません。（なお、本招集ご通知の添付書類にも記載しておりません）

- ①計算書類の株主資本等変動計算書
- ②計算書類の個別注記表
- ③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ④連結計算書類の連結注記表

したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

(2) 議決権の賛否の意思表示について

議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとし、インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

(3) 代理人による議決権行使について

代理人が株主総会にご出席される場合、当社定款第22条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

(お願い)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は、クールビズ（軽装）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府からの要請内容等により、運営に大きな変更が生じる場合は、本招集ご通知1頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてお知らせいたしますので、当日ご出席予定の株主様は、本総会前にあらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正前の事項及び修正後の事項を本招集ご通知1頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて掲載させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権の行使方法

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、

会場受付にご提出

ください。

議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
令和5年6月23日
(金曜日)
午前10時

インターネット行使



次頁の案内に従って、

議案の賛否をご入力

ください。

行使期限
令和5年6月22日
(木曜日)
午後5時15分
入力完了分まで

ご郵送



同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否
をご表示

いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限
令和5年6月22日
(木曜日)
午後5時15分
到着分まで



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

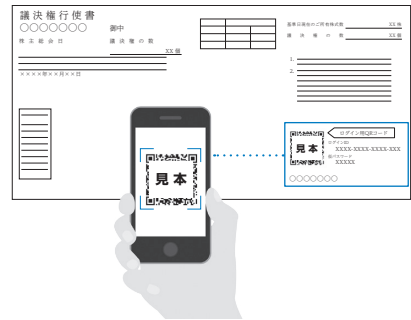
令和5年6月22日(木曜日)
午後5時15分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

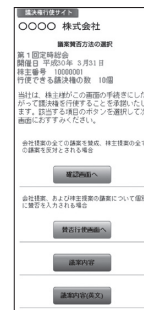
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

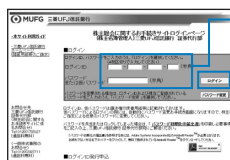
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

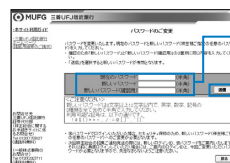
1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮
パスワード」を
入力
「ログイン」を
クリック

3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」
を入力
「送信」を
クリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

なお、パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開並びに財務状況等を総合的に勘案し、普通株式1株当たりの配当金として、10円の配当といたしたいと存じます。

なお、優先株式につきましては、発行要領の定めに従い1株当たりの配当金として9円19銭2厘の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

株 式 の 種 類	1 株 当 たり 金 額	総 額
普 通 株 式	10円00銭	63,285,120円
優 先 株 式 (B 種 株 式)	9円19銭2厘	13,788,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和5年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	当社における地位	取締役会への出席回数 (出席率)
1	高田 寿一郎 再任	昭和36年6月16日生	代表取締役社長	18回/18回(100%)
2	長谷川 啓司 再任	昭和35年11月5日生	代表取締役 兼専務執行役員	18回/18回(100%)
3	田所 弘 再任	昭和35年9月15日生	取締役 兼常務執行役員	18回/18回(100%)
4	丸山 裕 再任	昭和36年8月28日生	取締役 兼執行役員	18回/18回(100%)
5	岩本 健太郎 再任	昭和35年8月27日生	取締役 兼執行役員	14回/14回(100%)
6	仲村 公孝 再任	昭和35年6月27日生	取締役 兼執行役員	13回/14回(93%)
7	荒井 岳彦 新任	昭和38年1月19日生	執行役員	—
8	稲葉 和彦 再任 社外 独立	昭和35年5月6日生	取締役	18回/18回(100%)
9	鳥居 玲子 再任 社外 独立 (戸籍上の氏名：永原 玲子)	昭和50年4月28日生	取締役	18回/18回(100%)
10	坂本 剛 新任 社外 独立	昭和41年11月14日生	—	—

- (注) 1. 当期に開催された取締役会への出席回数を記載しております。
2. 取締役候補者 岩本 健太郎氏及び仲村 公孝氏の取締役会への出席回数は、令和4年6月24日開催の第75回定時株主総会において取締役に新たに就任して以降の回数であります。

候補者 番号	1	たか だ じゅいちろう 高田 寿一郎 (昭和36年6月16日生)	再任 指名・報酬諮問委員会委員長	所有する当社の普通株式数 62,300株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】				
昭和62年 1月	千代田化工建設(株)入社	平成15年 11月	西日本興産(株)代表取締役社長 (現任)	
平成 2年 6月	当社入社 統括本部受注管理部長	令和 3年 6月	一般社団法人日本メンテナンス工業会 代表理事会長 (現任)	
平成 3年 6月	当社取締役黒崎事業所長			
平成 6年 6月	当社常務取締役経理部長			(重要な兼職の状況)
平成 7年 6月	当社代表取締役副社長		西日本興産(株)代表取締役社長	
平成13年 4月	当社代表取締役社長 (現任)		一般社団法人日本メンテナンス工業会代表理事会長	
【取締役候補者とした理由】				
同氏は、代表取締役副社長を経て平成13年4月より代表取締役社長に就任しており、経営者としての豊富な経験と知見等に基づき、取締役候補者としております。				
候補者 番号	2	は せ が わ け い じ 長谷川 啓司 (昭和35年11月5日生)	再任	所有する当社の普通株式数 10,300株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】				
昭和59年 4月	当社入社	平成27年 4月	当社執行役員プラント事業本部八幡支社長	
平成15年 4月	当社業務本部シンガポール支店長	平成29年 6月	当社取締役兼執行役員営業本部長	
平成19年10月	当社事業統括部長	令和 元年 6月	当社取締役兼常務執行役員営業本部長	
平成22年 4月	当社人事部所属 シンガポール・タカダ・インダストリーズ・ プライベート・リミテッド出向休職 ※シンガポール・タカダ・インダストリーズ・ プライベート・リミテッド社長	令和 4年 6月	タカダ・コーポレーション・アジア・ リミテッド社長 (現任)	
平成25年 4月	当社プラント事業本部八幡支社副支社長	令和 4年 6月	当社代表取締役兼専務執行役員 (現任)	(担当)
平成26年 6月	当社執行役員事業統括本部 プラント事業本部八幡支社長		経営企画部・安全衛生管理部・品質保証部担当	(重要な兼職の状況)
			タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド社長	
【取締役候補者とした理由】				
同氏は、海外子会社の社長、営業本部長及び支社長並びに経営企画部・安全衛生管理部・品質保証部の担当等を含む経営者としての豊富な経験と知見等に基づき、取締役候補者としております。				

候補者 番号	3	た　　どころ 田　所 (昭和35年9月15日生)	ひろし 弘	再任	所有する当社の普通株式数 12,600株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】					
昭和59年4月	当社入社			平成28年6月	当社執行役員財務部長
平成15年4月	当社業務本部営業企画部長			令和元年6月	高田サービス㈱代表取締役社長（現任）
平成16年3月	当社営業本部東京支店管理部長			令和元年6月	当社取締役兼執行役員財務部長
平成16年4月	当社事業統括本部事業統括部長			令和3年4月	当社取締役兼執行役員
平成18年4月	当社執行役員事業統括本部事業統括部長			令和4年6月	当社取締役兼常務執行役員（現任）
平成19年10月	当社執行役員経営企画部長				(担当)
平成25年6月	当社執行役員、 高田プラント建設㈱代表取締役社長				コンプライアンス推進室・総務部・人事部・財務部・ 情報システム部・デジタル改革推進部担当 (重要な兼職の状況) 高田サービス㈱代表取締役社長
【取締役候補者とした理由】					
同氏は、国内子会社の社長、営業企画部長及び経営企画部長並びにコンプライアンス推進室・総務部・人事部・財務部・情報システム部・デジタル改革推進部の担当等を含む経営者としての豊富な経験と知見等に基づき、取締役候補者としております。					
候補者 番号	4	まる　やま 丸　山 (昭和36年8月28日生)	ひろし 裕	再任	所有する当社の普通株式数 4,300株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】					
昭和60年4月	当社入社			平成28年1月	当社プラント事業本部中四国支社長
平成22年1月	当社本社工場次長			平成29年6月	当社執行役員第一事業本部八幡支社長
平成24年10月	当社プラント事業本部黒崎事業所次長			平成30年10月	当社執行役員プラント事業本部八幡支社長
平成27年6月	当社プラント事業本部水島事業所長、 坂出事業所長			令和3年6月	当社取締役兼執行役員 プラント事業本部長（現任）
【取締役候補者とした理由】					
同氏は、プラント事業本部長、支社長及び事業所長を含む経営者としての豊富な経験と知識等に基づき、取締役候補者としております。					

候補者 番号	5	いわもと けんたろう 岩本 健太郎 (昭和35年8月27日生)	再任	所有する当社の普通株式数 6,600株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】				
昭和58年4月	当社入社		平成26年10月	当社経営企画部長
平成17年4月	当社事業統括本部営業本部東京支店 東京営業一部次長		平成27年6月	当社執行役員経営企画部長
平成20年10月	当社営業本部大阪支店長		平成28年4月	当社執行役員 プラント事業本部本社工場長
平成22年7月	当社営業本部東京支店東京営業一部長		平成29年6月	当社執行役員第二事業本部本社工場長
平成22年12月	当社営業本部東京支店東京営業部長		平成30年10月	当社執行役員 プラント事業本部本社工場長
平成23年4月	当社営業本部東京支店長		令和4年6月	当社取締役兼執行役員営業本部長
平成25年4月	当社営業本部東京支店東京営業一部長		令和5年4月	当社取締役兼執行役員営業本部長、 東京支店長（現任）
平成25年9月	当社事業統括本部営業本部東京支店 東京営業一部長			
【取締役候補者とした理由】				
同氏は、営業本部長、経営企画部長、工場長及び支店長を含む経営者としての豊富な経験と知見等に基づき、取締役候補者としております。				
候補者 番号	6	なかむら きみ たか 仲村 公孝 (昭和35年6月27日生)	再任	所有する当社の普通株式数 4,600株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】				
昭和61年4月	当社入社		令和4年6月	当社取締役兼執行役員技術本部長、 原子力事業部長
平成20年6月	当社新規事業部次長		令和4年7月	当社取締役兼執行役員技術本部長
平成21年7月	当社新規事業部長		令和5年4月	当社取締役兼執行役員（現任） （担当）
平成22年12月	当社技術本部技術企画部長			
平成27年7月	当社技術本部企画開発部長			
平成30年6月	当社執行役員技術本部副本部長、 同本部企画開発部長			技術統括部・設計技術センター・診断ソリューション部・ 電気計装部・エレクトロニクス部・原子力事業部・装置 事業部担当
【取締役候補者とした理由】				
同氏は、技術本部本部長、新規事業部長、技術企画部長及び企画開発部長並びに技術統括部・設計技術センター・診断ソリューション部・電気計装部・エレクトロニクス部・原子力事業部・装置事業部担当等を含む経営者としての豊富な経験と知見等に基づき、取締役候補者としております。				

候補者 番号	7	あら い たけ ひこ 荒井 岳彦 (昭和38年1月19日生)	新任	所有する当社の普通株式数 1,415株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】				
昭和61年4月	当社入社	平成26年4月	当社事業統括本部プラント事業本部 君津支社長	
平成18年6月	当社技術本部エンジニアリング部次長	平成29年4月	技術本部エンジニアリング部長	
平成22年4月	当社第二事業本部坂出事業所長	令和4年6月	当社執行役員プラント事業本部本社工場長	
平成24年7月	当社プラント事業本部大阪事業所長	令和5年4月	当社執行役員EPC本部長(現任)	
平成26年1月	当社事業統括本部プラント事業本部 君津支社副支社長			
【取締役候補者とした理由】				
同氏は、執行役員、EPC本部長、支社長、事業所長、工場長及びエンジニアリング部長として当社のEPC及び主要拠点の責任者等を務め、その職責を適切に果たしており、その豊富な経験と知見等に基づき、取締役候補者としております。				
候補者 番号	8	いな ば かず ひこ 稲葉 和彦 (昭和35年5月6日生)	再任 社外 独立 指名・報酬諮問委員会委員	所有する当社の普通株式数 2,800株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】				
昭和59年4月	(株)三井ハイテック入社	令和2年6月	当社社外取締役(現任)	
平成12年8月	(株)ゼンリン入社	令和2年10月	(株)カドス・コーポレーション社外取締役 (現任)	
平成17年6月	同社取締役	(重要な兼職の状況)		
平成26年6月	同社監査役	(株)カドス・コーポレーション社外取締役		
平成28年6月	同社取締役・監査等委員			
令和元年9月	(株)カドス・コーポレーション社外監査役			
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】				
同氏は、上場会社における取締役等としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しており、引続き社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、企業経営の観点から当社の経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づいて独立した立場で助言等を行うこと、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことを期待しております。				

候補者 番号	9	と り い り よ う こ 鳥 居 玲 子 (昭和50年4月28日生) (戸籍上の氏名：永原 玲子)	再任 社外 独立 指名・報酬諮問委員会委員	所有する当社の普通株式数 0株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】				
平成13年10月	大阪弁護士会に弁護士登録、 ひまわり総合法律事務所入所	令和3年6月	当社社外取締役（現任）	
平成16年11月	福岡県弁護士会に登録替え、 近江法律事務所入所（現在に至る）	令和4年8月	室町ケミカル(株)社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 近江法律事務所 弁護士、室町ケミカル(株)社外取締役	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】				
<p>同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、企業法務を中心に扱う法律事務所に所属し、弁護士としての豊富な経験及び専門知識を有しており、客観的かつ独立した立場に立ち、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献できると判断したため、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、法的観点から当社の経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づいて独立した立場で助言等を行うこと、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことを期待しております。</p>				
候補者 番号	10	さ か も と つ よ し 剛 坂 本 剛 (昭和41年11月14日生)	新任 社外 独立 指名・報酬諮問委員会委員	所有する当社の普通株式数 0株
【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】				
平成元年4月	(株)リコー入社	平成27年4月	QBキャピタル合同会社代表社員（現任）	
平成3年3月	ローム(株)入社	平成28年5月	(株)エディア社外取締役（現任）	
平成7年7月	日本実務普及振興会入社	平成31年4月	学校法人先端教育機構事業構想大学院 大学特任准教授（現任）	
平成8年7月	(株)イー・フード入社		(重要な兼職の状況) QBキャピタル合同会社代表社員、 (株)エディア社外取締役、 学校法人先端教育機構事業構想大学院大学特任准教授	
平成9年9月	九州製鏡(株)入社			
平成16年1月	国立大学法人九州大学客員助教授			
平成16年4月	同大学特任准教授			
平成22年4月	(株)産学連携機構九州代表取締役			
平成26年7月	同社顧問			
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】				
<p>同氏は、産学連携企業等の経営者としての豊富な経験及び専門知識を有しており、客観的かつ独立した立場に立ち、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献できると判断したため、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、企業経営の観点から当社の経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づいて独立した立場で助言等を行うこと、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことを期待しております。</p>				

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 取締役候補者 高田 寿一郎氏は、当社の主要株主である西日本興産株式会社の代表取締役社長であります。
 - (2) 上記以外に各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 稲葉 和彦氏、鳥居 玲子氏及び坂本 剛氏は、社外取締役候補者であります。

3. 取締役候補者 稲葉 和彦氏及び鳥居 玲子氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断しております。
また、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は各氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認可決され、各氏が社外取締役役に再任された場合、引続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 取締役候補者 坂本 剛氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断しております。
また、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認可決され、同氏が社外取締役役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。
5. 取締役候補者 稲葉 和彦氏及び鳥居 玲子氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって稲葉 和彦氏が3年、鳥居 玲子氏が2年となります。
6. 当社は、取締役候補者 稲葉 和彦氏及び鳥居 玲子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。本総会において、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 本議案が原案どおり承認可決され、取締役候補者 坂本 剛氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条の1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を予定しております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知37頁に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決され、各取締役候補者が取締役に就任された場合、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<ご参考> 取締役（候補者）のスキルマトリックス

氏名	企業経営・経営戦略	財務・会計	法務・コンプライアンス	海外事業	技術・R&D	人事・労務・人材開発	生産	営業戦略	ICT・情報技術
高田 寿一郎	●	●	●		●		●	●	
長谷川 啓司	●			●			●	●	
田所 弘	●	●	●			●		●	●
丸山 裕						●	●		
岩本 健太郎	●						●	●	
仲村 公孝					●				●
荒井 岳彦				●	●		●		
稲葉 和彦		●	●						
鳥居 玲子			●						
坂本 剛	●				●				

※上記一覧表は、各取締役（候補者）の有するすべての知見・経験を表すものではなく、各取締役（候補者）の経験等をふまえて、特に専門性を発揮することが期待される分野を記載しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

令和4年6月24日開催の第75回定時株主総会において、補欠監査役に選任された神尾 康生氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法の規定に基づき、補欠監査役1名（社外監査役）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

かみ お やす お 神 尾 康 生 (昭和42年12月17日生)	社外 独立	所有する当社の普通株式数 8,500株
【略歴、地位及び重要な兼職の状況】		
平成6年10月 センチュリー監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 平成10年6月 公認会計士登録 平成25年1月 税理士法人神尾アンドパートナーズ入所 平成25年1月 神尾康生公認会計事務所代表 (現任) 平成25年5月 税理士登録 平成27年8月 税理士法人神尾アンドパートナーズ 代表社員 (現任)	令和元年5月 (株)きよくとう社外監査役 (現任) 令和2年6月 (株)ウチヤマホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現任)	(重要な兼職の状況) 神尾康生公認会計事務所代表 税理士法人神尾アンドパートナーズ代表社員 (株)きよくとう社外監査役 (株)ウチヤマホールディングス社外取締役 (監査等委員)
【補欠の社外監査役候補者とした理由】		
同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その専門的な経験及び知識を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断したため、補欠監査役候補者としております。		

(注) 1. 補欠監査役候補者 神尾 康生氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断しております。

また、株式会社東京証券取引所及び証券会社員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、本議案が原案どおり承認可決され、また、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。

4. 本議案が原案どおり承認可決され、また、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を予定しております。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知37頁に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決され、また、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

＜ご参考＞ 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の選定において当該社外役員候補者が株式会社東京証券取引所及び証券会社員制法人福岡証券取引所が定める独立性判断基準に加え、以下の各号に定める要件のいずれにも該当しない場合、独立性を有するものと判断いたします。

- (1) 当社及び子会社の連結売上高の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (2) 当社及び子会社が連結売上高の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (3) 当社及び子会社の連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- (4) 出資比率10%以上の当社及び子会社の主要株主及び出資先の業務執行者
- (5) 当社及び子会社から年間10百万円以上の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- (6) 当社及び子会社から年間10百万円以上の寄付又は助成を受けている者又は組織の業務執行者
- (7) 直前3事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当する者
- (8) 当社及び子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族（以下、「近親者」という。）
- (9) 直前3事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当する者の近親者

- (注) 1. 社外役員とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、第16号に規定する社外監査役をいいます。
2. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、法人等の業務を執行する役員・社員、また、使用人も含まれます。なお、監査役は含まれません。
3. 上記各号の要件のいずれかの事項に該当する場合であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、独立役員とすることができるものといたします。

以 上

第76期事業報告

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策及び経済活動の両立を背景に、緩やかな景気の持ち直しが継続いたしました。しかしながら、世界的な金融引き締めやロシアによるウクライナ侵攻が継続する中、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況のもと推移いたしました。

当社の関連するプラント業界におきましては、人件費の上昇や原材料の価格高騰及び供給制約等の要因があったものの、脱炭素化に向けた環境対応投資や化学プラントの定修工事に加え、設備の老朽化に伴う更新投資等が堅調に推移し、設備投資動向は持ち直しの動きが継続いたしました。

このような状況下、当社といたしましては、令和4年度から令和8年度までを実施期間とする『第5次中期経営計画』の初年度として、成長に向けた組織活力の向上を図りながら、既存事業の維持・拡大並びに新しい事業領域への挑戦に取り組んでまいりました。

当期における主要施策の進捗状況は、次のとおりであります。

<主要施策の内容>

○事業の重点施策

◇プラント事業

①プラント建設・保全

プラント建設・保全事業につきましては、『第5次中期経営計画』の主要施策にも掲げるとおり、変革するプラント業界において、リーディングカンパニーになるべく“設備技術産業の雄”を目指して挑戦を続けております。

特に近年の工事案件の大型化をはじめとする事業環境の変化及び人手不足へ対応すべく、サプライチェーンの強化・拡大を図るため、「個人の力」・「組織の力」を向上させるとともに、これらの力を最大限に発揮できる体制づくり並びに人材育成を進めてまいりました。また、社内での工事情報の見える化・共有化を図り、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した現場運営を進めることで収益機会の獲得に取り組んでまいりました。

更に、プラント保全事業における競争力を強化すべく、診断ソリューション分野において主要なお客様との共同検証を進めるなど既存のお客様への深耕と拡大を図ってまいりました。

② E P C (Engineering Procurement Construction : 設計・調達・施工)

E P C事業につきましては、既存のお客様との深耕を図り、設計から調達、施工に至るまで、一貫して遂行する体制を構築し、受注拡大に向けて取り組むとともに、プロジェクト体制の見直しと調達機能の強化による対応力の確保に努めてまいりました。

◇ 装置事業

装置事業につきましては、主にエレクトロニクス関連設備分野における半導体製造向けの生産装置「超音波カッティング装置」・「枚葉式ウエハー洗浄装置」を開発・製作しております。各装置はスマートフォン・ウェアラブル機器等のセンサー、車載・エネルギー等のパワーデバイス、5 G等の通信分野など、デジタル化や省エネ・脱炭素化の進む成長市場への展開を図ってまいりました。

○財務・経営資源方針

◇ 投資・財務方針

投資・財務方針につきましては、キャッシュ・フロー管理を徹底していく中で、事業継続のための維持・更新投資と成長戦略投資とのバランスを考慮しながら、財務体質の強化と安定的かつ機動的な資金調達の実行と運用を図ってまいりました。

なお、優先株式につきましては、当期において具体的な処理はありませんでした。

◇ 人材育成・確保の方針

人材育成につきましては、「一人ひとりが新しい仕事・やり方に挑戦し、レベルアップし続ける人材づくり」を方針に掲げ、あらゆる階層の社員に対し能力開発やキャリアアップの機会を提供しております。特に新入社員に対しては、約1年間にわたり各職種の教育プログラムを現場実習やO J Tを交えながら行っております。実際の仕事を体験しながら自身の適性についてじっくりと考えることができ、人材の定着にもつながっております。

人材確保につきましては、日本国内の労働人口減少に伴い採用環境が厳しくなる中、採用活動の強化を図ってまいりました。具体的な活動としては、当社ホームページ内のリクルートサイトの充実及び活用により、優秀な人材の確保に努めてまいりました。更には、国籍、性別、年齢等にかかわらず多様な人材の確保により、個々がいきいきと活躍できる組織への活性化を図ってまいりました。

更に、人を活かせる人事制度の実現を目指すとともに、多様な業務経験を積み、キャリアの幅を広げるため、当社グループ内での人材交流を促進してまいりました。

◇ ICTを活用したシステムの検討及び運用

ICTを活用したシステムの検討及び運用につきましては、ICTをイノベーションの手法の一つと捉え、外部専門家のアドバイスを受けながら、現場管理及び業務の効率化に取り組んでまいりました。

また、計画的なICT投資やIT人材の獲得・育成を行うことでICT推進を加速させ、現場管理及び業務の効率化を図り、生産性向上及び競争力強化につなげてまいりました。

◇ その他

当社は、令和22年（2040年）に迎える創業100周年に向けて、新たな成長の実現と社会に貢献できる魅力ある組織づくりを目指し、令和2年7月1日付で「2040みらいプロジェクト」を立ち上げ、様々な活動を進めてまいりました。

更に、令和4年4月1日付で若手・中堅社員で構成する「組織活性化委員会」を設置し、若手・中堅社員の自律性・主体性の育成を目指すとともに、組織活力の向上を図り、新しいTAKADAの成長に向けて挑戦を続けてまいりました。

このような諸施策を推進いたしました結果、売上面につきましては、化学プラントの定修工事及びエレクトロニクス関連設備の建設工事が増加したこと等により、売上高は508億2千6百万円(前期比89億7千4百万円増収、21.4%増)となりました。

また、損益面につきましては、売上高の増加等に伴い、営業利益は21億4千万円(前期比8億4百万円増益、60.2%増)、経常利益は21億9千7百万円(前期比8億1千7百万円増益、59.3%増)、当期純利益は13億9千8百万円(前期比6億3千5百万円増益、83.3%増)となりました。

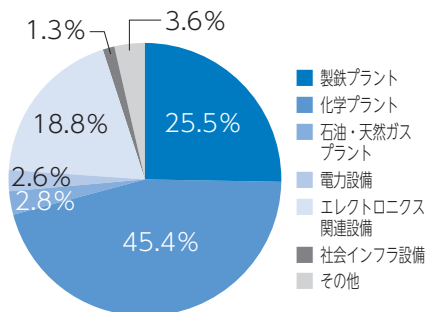
工事種別受注工事高及び完成工事高

(単位：百万円)

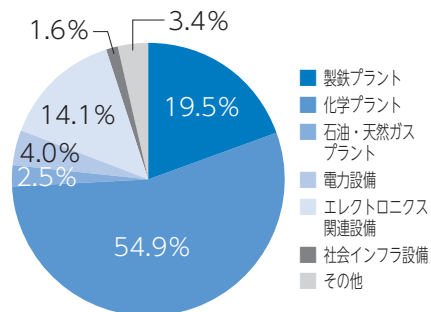
区 分	前期末受注残高	受注工事高	完成工事高	当期末受注残高
製 鉄 プ ラ ン ト	1,051 (4.6)	11,607 (25.5)	9,912 (19.5)	2,746 (15.6)
化 学 プ ラ ン ト	13,856 (60.2)	20,637 (45.4)	27,921 (54.9)	6,572 (37.2)
石油・天然ガスプラント	1,087 (4.7)	1,262 (2.8)	1,290 (2.5)	1,058 (6.0)
電 力 設 備	2,189 (9.5)	1,156 (2.6)	2,037 (4.0)	1,307 (7.4)
エレクトロニクス関連設備	4,035 (17.5)	8,550 (18.8)	7,154 (14.1)	5,431 (30.8)
社会インフラ設備	272 (1.2)	604 (1.3)	803 (1.6)	73 (0.4)
そ の 他	534 (2.3)	1,625 (3.6)	1,706 (3.4)	453 (2.6)
合 計	23,025 (100.0)	45,445 (100.0)	50,826 (100.0)	17,643 (100.0)
建 設	18,860 (81.9)	23,359 (51.4)	27,918 (54.9)	14,289 (81.0)
保 全	4,165 (18.1)	22,085 (48.6)	22,907 (45.1)	3,354 (19.0)

(注) ()内の数値は構成比を示しております。(単位：%)

受注工事高 454億4千5百万円



完成工事高 508億2千6百万円



(2) 設備投資の状況

当期は、4億8千4百万円の設備投資を実施し、その主なものは、次のとおりであります。

- ・ 本社情報システム部 基盤システム更新機器 購入
- ・ 中四国支社水島工場 アコーディオンハウス 設置
- ・ 中四国支社水島工場 業務用大型空調機 設置

(3) 資金調達の状況

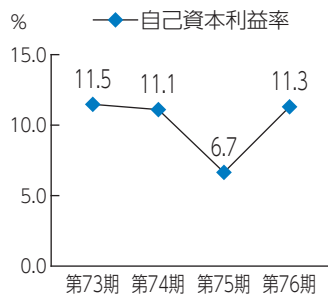
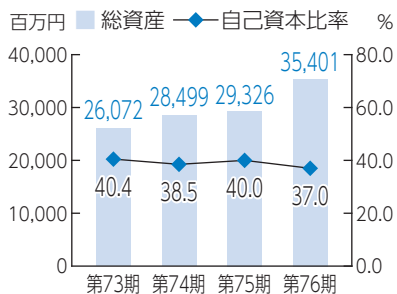
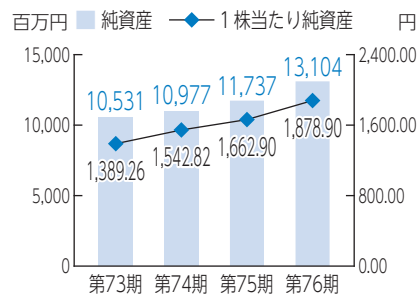
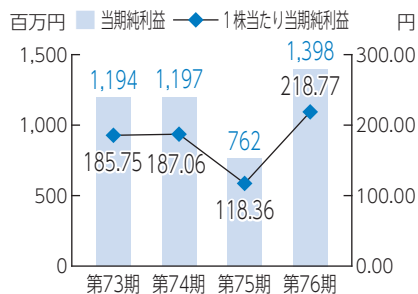
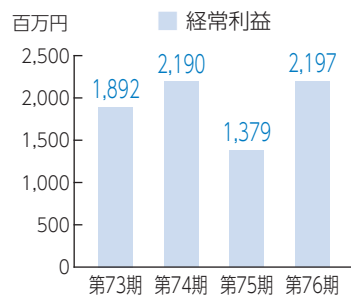
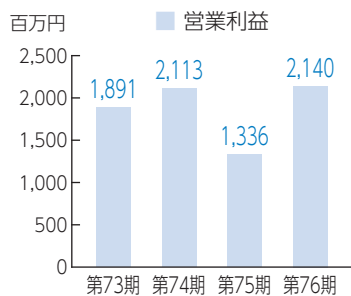
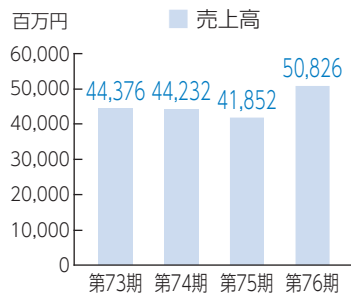
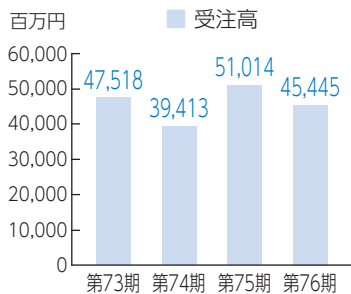
当期中には、社債及び新株式発行等による資金調達はありません。

なお、当期の所要資金は、自己資金より充ちいたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 (令和2年3月期)	第74期 (令和3年3月期)	第75期 (令和4年3月期)	第76期 (令和5年3月期)
受 注 高 (百万円)	47,518	39,413	51,014	45,445
売 上 高 (百万円)	44,376	44,232	41,852	50,826
営 業 利 益 (百万円)	1,891	2,113	1,336	2,140
経 常 利 益 (百万円)	1,892	2,190	1,379	2,197
当 期 純 利 益 (百万円)	1,194	1,197	762	1,398
純 資 産 (百万円)	10,531	10,977	11,737	13,104
総 資 産 (百万円)	26,072	28,499	29,326	35,401
1株当たり純資産 (円)	1,389.26	1,542.82	1,662.90	1,878.90
1株当たり当期純利益 (円)	185.75	187.06	118.36	218.77
自己資本比率 (%)	40.4	38.5	40.0	37.0
自己資本利益率 (%)	11.5	11.1	6.7	11.3

(注) 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。



(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響が懸念されるものの、ウイズコロナへと移行していく中、内需を中心に緩やかな景気の持ち直しが期待されます。

当社の関連するプラント業界におきましては、お客様設備の生産性向上に向けた投資や脱炭素関連設備等への環境対応投資に加え、建設・保全におけるDX（Digital Transformation：デジタル技術による変革）の推進が期待されます。その一方で、引続き人手不足や原材料価格の上昇等が継続することも予想されます。

このような状況下、当社は『第5次中期経営計画』の2年目として、基本方針・実行策の指針に基づき、各施策の着実な実行を進めてまいります。

『第5次中期経営計画』の概要は、次のとおりであります。

今回の『第5次中期経営計画』は、これまでの基本方針『「成長する産業分野での拡大」・「既存事業の維持・拡大」を軸に、付加価値・生産性の向上を図り、事業構造変革を強力に推進する』を継承しながら、新たに「一人ひとりが新しい仕事・やり方に挑戦し、レベルアップをすることで、現要員体制での生産・利益の拡大を目指す！」を付加いたしました。

また、4つの「実行策の指針」に基づき、既存事業の強化・拡大、新規事業の加速を図るとともに、成長に向けた組織活力の向上並びに持続可能な社会の実現への貢献を推進してまいります。

■実行策の指針

- I. SDGs（持続可能な開発目標）への取組み
- II. 挑戦をリスペクトする組織への変革
- III. “設備技術産業の雄”への挑戦
- IV. 新しい事業領域への挑戦

■第5次中期経営計画 施策一覧

項 目	具体的な実施策
I. SDGsへの取組み	
①SDGsへの取組み方針の策定	持続的な企業価値向上と安定成長を達成するための活動を実施
II. 挑戦をリスペクトする組織への変革	
②人を活かす人事制度の実現	組織を活性化させる人事制度の抜本的見直し
③働き方改革の推進	『働き方改革推進プロジェクト』を活用した全社一体となった活動の継続・強化
④新しい『2040みらいプロジェクト』活動の始動	若手・中堅社員で構成する『組織活性化委員会』の設置
III. “設備技術産業の雄”への挑戦	
⑤サプライチェーン強化・拡大	パートナー企業との持続可能なサプライチェーンの構築
⑥ICT推進による生産性向上・競争力強化	『ICT推進部』の機能拡充を図るため『デジタル改革推進部』としてリ・スタート
⑦外部環境動向への対応	『企画会議』*の拡大・活性化 *各企画部門（経営・技術・営業）で、外部環境動向等の情報共有を実施
⑧グループ内人材交流の促進	国内・海外子会社も含めたグループ内人材交流の促進
⑨プラント事業強化のための新規事業の開発	外部とのM&A、アライアンスなどを通じた新規事業開発の促進
IV. 新しい事業領域への挑戦	
⑩新規事業開発プロセスの強化	持続的な新規事業開発を担保するプロセス、基準等の仕組みの明確化
⑪外部との連携による新規事業開発の加速	外部団体との連携による新規事業開発の基盤づくりの実施

以上の『第5次中期経営計画』を着実に実行していくことにより、プラント事業においては、営業体制及び運営体制の再構築並びに受注・商品戦略の強化を図り、基盤及び受注拡大に向けて努めてまいります。また、装置事業においては、販売競争力の強化を図るため、既存のお客様へのサービス充実及び装置性能の向上に努めてまいります。

さらに、成長に向けた組織活力を向上させ、収益向上に努めるとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（令和5年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率 %	主 要 な 事 業 内 容
シンガポール・タカダ・インダスト リーズ・プライベート・リミテッド	950万 シンガポールドル	100.0	プラントの建設・保全事業
高田プラント建設株式会社	20百万円	100.0	プラントの建設・保全事業
高田サービス株式会社	65百万円	100.0	物品の販売及びサービス業
スリ・タカダ・インダストリーズ（マレー シア）・エスディエヌ・ピーエッチディ	320万 リンギット	55.0	プラントの建設・保全事業
タカダ・コーポレーション・ アジア・リミテッド	1,000万 バーツ	29.4	海外子会社のマネジメント等
ククチ・インダストリー（タイラ ンド）・カンパニー・リミテッド	12,000万 バーツ	99.99	プラントの建設・保全事業
渡部工業株式会社	10百万円	100.0	プラントの建設・保全事業

(注) 非連結子会社でありました渡部工業株式会社は、重要性が増したため、当期より重要な子会社に含めております。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（令和5年3月31日現在）

鉄鋼、化学、石油、ガス、電力、原子力、海洋開発、都市開発、自動車、通信、新素材、バイオテクノロジー、エレクトロニクス、ガラス、食品、医薬品、物流などの各種産業設備及び水処理、廃棄物処理その他公害防止設備などに関する設計、製作、据付、配管、電気、計装及び保全・修理事業、並びにこれらに関連する事業

(8) 主要な営業所及び工場（令和5年3月31日現在）

- ① 本社：北九州市八幡西区築地町1番1号
- ② 主要な営業所

区分	名称	所在地
支店	東京支店	東京都港区
支社	君津支社	千葉県君津市
	京葉支社	千葉県市原市
	中四国支社	岡山県倉敷市
	八幡支社	北九州市戸畑区
事業所	北海道事業所	北海道苫小牧市
	鹿島事業所	茨城県神栖市
	四日市事業所	三重県四日市市
	長浜事業所	滋賀県長浜市
	大阪事業所	堺市堺区
工場	君津工場	千葉県君津市
	四日市工場	三重県四日市市
	長浜工場	滋賀県長浜市
	水島工場	岡山県倉敷市
	宇部工場	山口県宇部市
	本社工場	北九州市八幡西区
研修所他	TAKADA研修センター	北九州市若松区
	テクニカルセンター	北九州市八幡西区

(注) 北海道事業所は、令和5年4月1日付で廃止しております。

(9) 従業員の状況 (令和5年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	1,269名	10名減	40.5歳	16.7年
女 性	114名	8名増	40.0歳	11.1年
合 計	1,383名	2名減	40.5歳	16.2年

(注) 従業員数は就業人員としております。

(10) 主要な借入先 (令和5年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,905
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	761
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	761
株 式 会 社 西 日 本 シ テ イ 銀 行	495

2. 会社の株式に関する事項 (令和5年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	普通株式	41,383,800株
	優先株式	10,000,000株
	B種株式	5,000,000株
	D種株式	4,000,000株
	E種株式	1,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	7,220,950株
	優先株式	
	B種株式	1,500,000株
(3) 株 主 数	普通株式	3,323名 (前期末比 1,076名増)
	優先株式	
	B種株式	1名 (前期末比 増減なし)

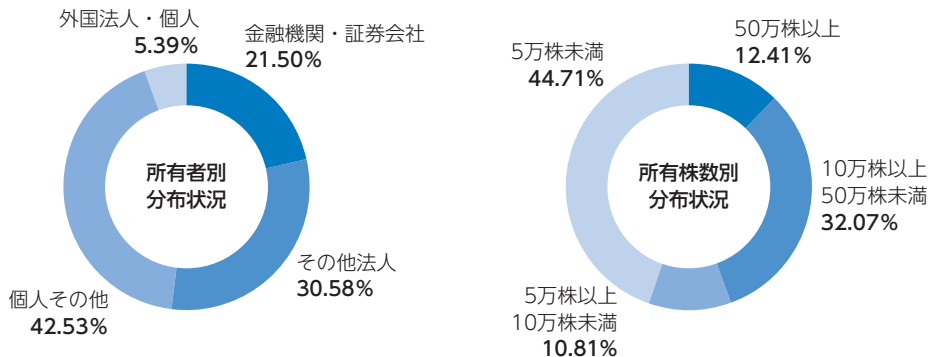
(4) 大株主

株主名	持株数			合計株比率 %
	普通株式 千株	優先株式(B種株式) 千株	合計株式 千株	
株式会社福岡銀行	312	1,500	1,812	23.15
西日本興産株式会社	785	—	785	10.03
光通信株式会社	482	—	482	6.17
日本製鉄株式会社	404	—	404	5.17
高田工業所社員持株会	318	—	318	4.06
株式会社三菱UFJ銀行	281	—	281	3.60
INTERACTIVE BROKERS LLC	123	—	123	1.58
株式会社UH Partners 2	106	—	106	1.36
嶋陽—	80	—	80	1.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	77	—	77	0.99

- (注) 1. 当社は、自己株式を892,438株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
 3. 優先株式(B種株式)は議決権を有していません。

(ご参考)

株式の分布状況 (普通株式)



3. 会社の新株予約権等に関する事項 (令和5年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（令和5年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 田 寿 一 郎	西日本興産(株)代表取締役社長 一般社団法人日本メンテナンス工業会代表理事会長
代 表 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	長 谷 川 啓 司	経営企画部・安全衛生管理部・品質保証部担当、 タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド社長
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	田 所 弘	コンプライアンス推進室・総務部・人事部・ 財務部・情報システム部・デジタル改革推進部担当、 高田サービス(株)代表取締役社長
取 締 役 兼 執 行 役 員	丸 山 裕	プラント事業本部長
取 締 役 兼 執 行 役 員	廣 橋 幸 一	調達部担当、工事管理部長、プロジェクト事業本 部長
取 締 役 兼 執 行 役 員	岩 本 健 太 郎	営業本部長
取 締 役 兼 執 行 役 員	仲 村 公 孝	原子力事業部・装置事業部担当、技術本部長
取 締 役	福 田 豊 彦	(株)キフネ取締役会長
取 締 役	稲 葉 和 彦	(株)カドス・コーポレーション社外取締役
取 締 役	鳥 居 玲 子	近江法律事務所弁護士 室町ケミカル(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	牟 田 郁 二	
常 勤 監 査 役	福 田 剛	
監 査 役	奥 村 勝 美	奥村公認会計士事務所所長
監 査 役	林 秀 之	(株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員 (株)FFGビジネスコンサルティング代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 福田 豊彦氏、稲葉 和彦氏及び鳥居 玲子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 奥村 勝美氏及び林 秀之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 奥村 勝美氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 林 秀之氏は、長年の銀行勤務等の経営経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 福田 豊彦氏、稲葉 和彦氏及び鳥居 玲子氏並びに監査役 奥村 勝美氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断しております。なお、当該独立性判断基準は、本招集ご通知17頁に記載のとおりであります。また、各氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は各氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動等

① 就任

令和4年6月24日開催の第75回定時株主総会において、岩本 健太郎氏及び仲村 公孝氏が新たに取締役に、福田 剛氏及び林 秀之氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

令和4年6月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、取締役川上 秀二氏及び吉松 哲夫氏並びに監査役 吉戒 孝氏は、任期満了によりそれぞれ退任し、監査役 藤原 伸彦氏は、辞任により退任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役及び監査役の担当及び重要な兼職の異動状況

氏名	新	旧	異動年月日
長谷川 啓司	取締役兼常務執行役員 (営業本部長、タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド社長)	取締役兼常務執行役員 (営業本部長)	令和4年6月13日
	代表取締役兼専務執行役員 (経営企画部・安全衛生管理部・品質保証部担当、タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド社長)	取締役兼常務執行役員 (営業本部長、タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド社長)	令和4年6月24日
田所 弘	取締役兼常務執行役員 (コンプライアンス推進室・総務部・人事部・財務部・情報システム部・デジタル改革推進部担当、高田サービス㈱代表取締役社長)	取締役兼執行役員 (コンプライアンス推進室・総務部・人事部・財務部担当、高田サービス㈱代表取締役社長)	令和4年6月24日
仲村 公孝	取締役兼執行役員 (原子力事業部・装置事業部担当、技術本部長)	取締役兼執行役員 (装置事業部担当、原子力事業部長、技術本部長)	令和4年7月1日
鳥居 玲子	取締役 (近江法律事務所弁護士、室町ケミカル㈱社外取締役)	取締役 (近江法律事務所弁護士)	令和4年8月26日
奥村 勝美	監査役 (奥村公認会計士事務所所長)	監査役 (奥村公認会計士事務所所長、福岡ひびき信用金庫員外監事)	令和4年6月28日

(3) 当事業年度末日の翌日以降における取締役の担当及び重要な兼職の異動状況

氏 名	新	旧	異動年月日
廣 橋 幸 一	取締役兼執行役員 (調達部・EPC本部担当、 高田プラント建設株式会社 代表取締役社長)	取締役兼執行役員 (調達部担当、工事管理部長、 プロジェクト事業本部長)	令和5年4月1日
岩 本 健 太 郎	取締役兼執行役員 (営業本部長、東京支店長)	取締役兼執行役員 (営業本部長)	令和5年4月1日
仲 村 公 孝	取締役兼執行役員 (技術統括部・設計技術セン ター・診断ソリューション 部・電気計装部・エレクト ロニクス部・原子力事業 部・装置事業部担当)	取締役兼執行役員 (原子力事業部・装置事業部 担当、技術本部長)	令和5年4月1日

(ご参考)

当社では、執行役員制度を導入しております。令和5年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	安 武 信 一	安全衛生管理部長
執 行 役 員	荒 井 岳 彦	プラント事業本部 本社工場長
執 行 役 員	大 原 章 好	人事部長
執 行 役 員	横 山 禮 士	経営企画部長
執 行 役 員	久 恒 康 裕	原子力事業部長

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、令和4年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決定に際しては、独立社外取締役を主たる構成員とする指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえるものとしております。

また、取締役の個人別の報酬等は、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長である高田 寿一郎氏が各取締役の担当業務の評価を行い、取締役会が決定した方針に従い、指名・報酬諮問委員会での審議を尊重して決定されていることから、取締役会としても、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役員報酬規程等に基づき、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、地位、職責等に応じるとともに、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえて、定時株主総会後に開催される取締役会にて決定するものとしております。

c. 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、一部を基本報酬と合算して毎月支給、一部を賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。目標となる業績指標とその値は短期及び中期経営計画と整合するように設定し、環境の変化に応じて、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえて、適宜、取締役会で見直しを行うものとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の額に対する業績連動報酬等の額の割合とその額の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、次のとおりとしております。取締役会は、以下の種類別の報酬割合の範囲内で指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の額を決定することとしております。

業務執行取締役の業績連動報酬等の比率（業績連動報酬等を満額支給した場合）

地 位	基 本 報 酬 %	業 績 連 動 報 酬 等 %	合 計 %
代 表 取 締 役 社 長	67.0	33.0	100.0
代表取締役兼専務執行役員	69.0	31.0	100.0
取締役兼常務執行役員	70.0	30.0	100.0
取締役兼執行役員	70.0	30.0	100.0

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会にて決議した当該決定方針に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長が、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえて、これを決定することとしております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長の高田 寿一郎氏に対して、取締役会において決議した決定方針に沿って、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限を委任しております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、監査役の協議によって決定しており、各監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内で、役員報酬規程に従って監査役の協議により決定することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 千円	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の 員数 名
		基本報酬 千円	業績連動報酬等 千円	
取締役 (うち社外取締役)	273,416 (14,400)	229,484 (14,400)	43,932 (-)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	41,200 (11,450)	41,200 (11,450)	- (-)	6 (4)
合 計 (うち社外役員)	314,617 (25,850)	270,684 (25,850)	43,932 (-)	18 (7)

(注) 1. 上記には、令和4年6月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を6名に対して35,520千円支給しております。

3. 取締役の報酬限度額（賞与を含む。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）は、平成27年6月19日開催の第68回定時株主総会において、年額400,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時における取締役の員数は、9名（うち社外取締役2名）であります。

4. 監査役の報酬限度額（賞与を含む。）は、平成24年6月22日開催の第65回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時における監査役の員数は、3名であります。

5. 取締役の報酬のうち業績連動報酬等は、会社業績に対する成果の連動として前事業年度の業績に基づき支給しております。業績連動報酬等に係る業績指標は、経常利益等とし、さらに株主への配当、従業員賞与水準等を勘案して、各取締役の配分を決定しております。当該業績指標を選定した理由は、業績向上に対する意識を高めるためであります。選定した業績指標の内容として、前事業年度における実績の経常利益は13億7千9百万円であります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成27年6月19日開催の第68回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款規定に基づき、当社が役員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役(業務執行取締役等を除く)

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

② 監査役

当社と監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は、当社の取締役及び監査役の全員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者に重大な過失がある場合及び法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等の場合は、填補の対象としないこととしております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分及び氏名	重要な兼職先の状況	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 福田 豊彦	(株)キフネ取締役会長	特別の関係はありません。
社外取締役 稲葉 和彦	(株)カドス・コーポレーション 社外取締役	特別の関係はありません。
社外取締役 鳥居 玲子	近江法律事務所弁護士	特別の関係はありません。
	室町ケミカル(株)社外取締役	特別の関係はありません。
社外監査役 奥村 勝美	奥村公認会計士事務所所長	特別の関係はありません。
社外監査役 林 秀之	(株)ふくおかフィナンシャルグループ 執行役員	当社は同社との間に、経常的な銀行取引のほか借入等（優先株式の引受を含む）の取引関係があります。
	(株)FFGビジネスコンサルティング 代表取締役社長	特別の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況等

・社外取締役

区分及び名	取締役会への出席回数 (出席率)	監査役会への出席回数 (出席率)	取締役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 福田 豊彦	18回／18回 (100%)	－ (－)	出席した取締役会においては、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づく専門的見地からの発言を行うとともに、業務執行者から独立した客観的な立場から、経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役 稲葉 和彦	18回／18回 (100%)	－ (－)	出席した取締役会においては、上場会社における取締役等としての豊富な経験及び幅広い見識に基づく専門的見地からの発言を行うとともに、業務執行者から独立した客観的な立場から、経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役 鳥居 玲子	18回／18回 (100%)	－ (－)	出席した取締役会においては、弁護士としての豊富な経験及び専門知識に基づく専門的見地からの発言を行うとともに、業務執行者から独立した客観的な立場から、経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。

・社外監査役

区分及び氏名	取締役会への出席回数 (出席率)	監査役会への出席回数 (出席率)	取締役会及び監査役会における発言状況等
社外監査役 奥村 勝美	18回/18回 (100%)	18回/18回 (100%)	出席した取締役会においては、公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行い、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 林 秀之	14回/14回 (100%)	15回/15回 (100%)	令和4年6月24日就任以降、出席した取締役会においては、長年の銀行勤務等の経営経験に基づく専門的見地からの発言を行い、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	43,464千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,464千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（コーポレート・ガバナンス体制）の整備に関する事項

令和元年7月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、下記のとおり決定しております。

記

当社は、会社法に基づく内部統制システムの構築の基本方針を以下に定め、経営の適法性及び効率性の確保、並びに経営を阻害する可能性のあるリスクに対する管理に努めるとともに、今後、激変する環境の変化に対処できる経営体制の整備、充実を図る。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役の職務における行動規範として、「社是」「経営理念」「行動指針」「コンセプトワード」を盛り込んだ『企業憲章』を制定し、これらの遵守と浸透を図る。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を策定し、代表取締役及び業務担当取締役による内部統制の実施状況について、定期的に又は随時報告を受け、内部統制の監督・指示を行う。
- (3) 取締役会は、取締役会規程に基づき重要事項や経営課題に対して、迅速かつ確かな意思決定を行い、その執行状況について報告を受ける。
- (4) 取締役は、会社法他の法令並びに定款に従い職務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- (5) 代表取締役及び業務担当取締役は、取締役会の決定に従い業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- (6) 取締役の職務の執行状況については、取締役が相互に監視し合う他、監査役による監査を受ける。
- (7) 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、複数名の社外取締役を置く。
- (8) 取締役会は、経営の客観性・透明性を高め、その機能向上を図るため、取締役会全体の実効性について分析・評価し、その結果の概要を開示する。
- (9) 法令遵守と健全な企業活動を推進するために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関わる文書(電磁的な記録を含む)及びその他の重要な情報については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「企業機密管理規程」に基づき作成、保存、管理する。
- (2) 取締役及び監査役が、常時これらの文書を閲覧することが可能な状態で管理する。
- (3) 法令又は取引所適時開示規則に従い、必要な情報開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長は、リスクを統括管理する取締役を任命し、各業務担当取締役とともに、各リスクを体系的に管理する。
- (2) 管理にあたっては、「リスク管理規程」に基づき、既存の販売・安全・品質・財務・情報等のリスクに対する規程を充実するとともに、新たなリスクに対して不足している規程があれば、必要に応じて追加整備する。
- (3) リスクを統括管理する主管部門を定め、各部門における体制の整備・支援を行う。
- (4) 各部門は、規程に基づきマニュアル等を整備、充実させ、部門毎のリスク管理体制を確立する。
- (5) 代表取締役及び業務担当取締役は、経営に重大な影響を与えるリスクが発生する場合に備え、もしくは、発生抑止が効かず顕在化したリスク(危機)に対し、損失を最小限に留めるための方針を決定し、体制を整備した上で、取締役会・経営会議等へ適宜報告する。
- (6) 各部門はリスクの管理及び対応状況について、その結果を取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営理念と経営ビジョンを盛り込んだ中期経営計画と単年度事業計画を策定する。
- (2) 取締役会で決定した業務の執行は、代表取締役及び業務担当取締役が行う。
- (3) 各業務担当取締役は、業務の執行を効率的に遂行するにあたり、実施すべき施策と権限を与えた体制を構築する。
- (4) 業務執行のスピードアップと執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を充実する。
- (5) 取締役会は、代表取締役及び業務担当取締役の業務執行を効率的に行うために、執行役員及び部門長に権限を委譲するとともに適宜報告を受けることで、業務の執行の効率性を確保する。
- (6) 重要な経営の執行に係る事項の審議等を行うため、経営会議を開催する。また、経営方針の伝達と意思統一を図るため、全社幹部会議を開催する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 従業員等の事業活動に係る行動基準として、『企業憲章』に基づいた「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「TAKADAグループ行動規範」を配布して、法令・規程・規則・社会規範を遵守することを求め、違反行為が発生した場合は、社内規定に基づき厳正に対処する。
- (2) 従業員等の業務の執行が、法令・定款に適合することを確保するために、「コンプライアンス推進室」を設置し、コンプライアンス委員会やコンプライアンス推進会議を定期的に開催するとともに、各所属において教育啓蒙活動を行うなど全社をあげてコンプライアンス意識の向上を図る。
- (3) 当社グループ並びに取引先の役職員等からの通報を受けるコンプライアンス相談窓口を社内・社外に設置する。通報者が通報を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
- (4) 社内監査部門は、内部監査規程に基づき業務執行部門（生産・技術・営業・管理各部門、子会社）の業務を監査し、その結果を取締役に報告する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループに共通する『企業憲章』に基づき、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (2) 取締役会は、子会社等を管理する規程、担当する取締役を定め、また子会社へ取締役及び監査役の派遣を行うことで、リスク管理とコンプライアンス等の周知徹底を行う体制を整備する。
- (3) 取締役会は、子会社の中期計画及び単年度事業計画と、その達成状況とリスク管理状況について定期的に報告を受ける。
- (4) 当社の社内監査部門は子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告する。
- (5) 取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備して適切に運用するとともに、運用状況を毎年評価して必要な是正を行う。

7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき専任のスタッフは現在置いていないが、担当のスタッフを置いており、今後必要に応じて、スタッフを専任させる。
- (2) 監査役職務を補助すべきスタッフの人事異動等にあたっては、監査役に事前に報告し、同意を得る。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

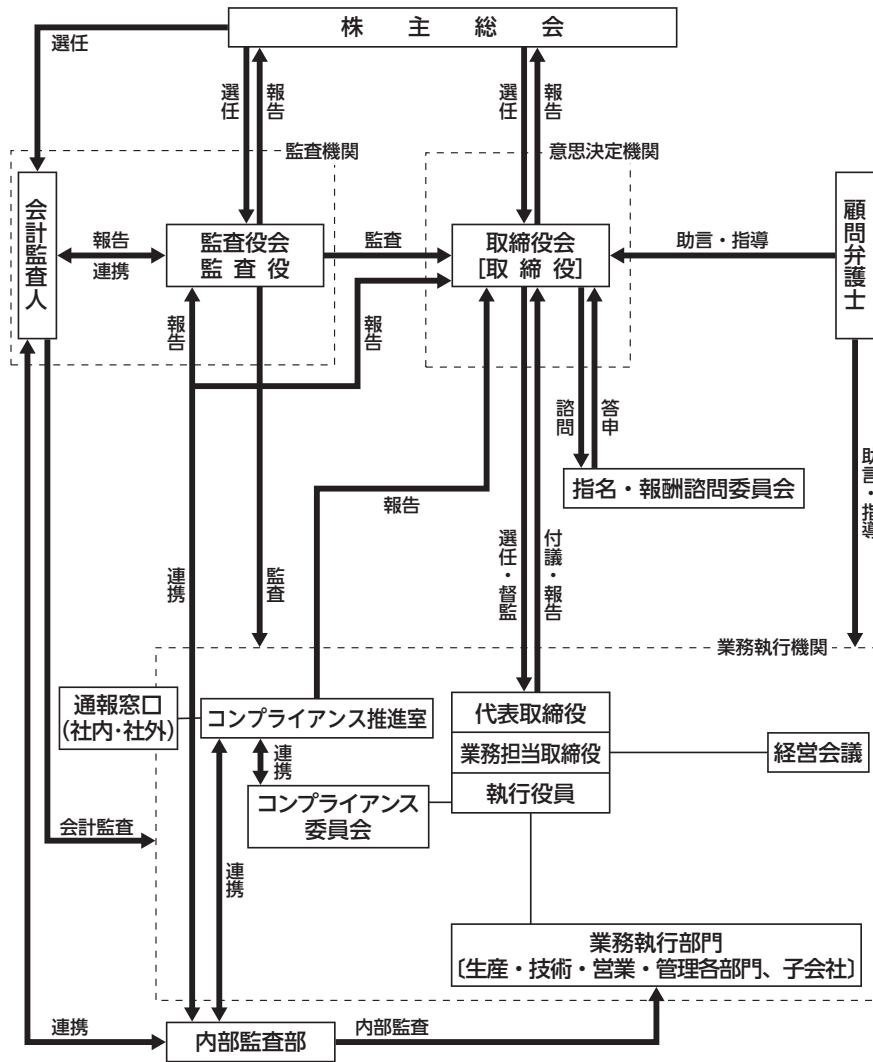
- (1) 当社グループにおける取締役の職務及び従業員等の業務の遂行に関し、重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、当社グループに著しい損害を及ぼす事実を知った時、又はその報告を受けた時は、当社監査役に報告する。
- (2) 当社グループの取締役及び従業員等が当社監査役へ報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
- (3) 監査役は、重要事項の決定、取締役及び執行役員並びに部門長の業務執行状況が報告される取締役会及び経営会議等に出席し、意見を述べることができる。
- (4) 監査役に重要な意思決定に係る稟議書等を回付し、その他の必要かつ適切な文書については、常時監査役が閲覧可能とする。
- (5) コンプライアンス委員会に報告されたコンプライアンス活動の状況は、監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題について意見を交換する。
- (2) 監査役監査が効率的かつ効果的に行われるために、監査役は監査を職務とする社内監査部門及び会計監査人と緊密に連携する。
- (3) 監査役が独自の意見形成のために、必要に応じて外部専門家等を活用する体制を確保する。
- (4) 監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて支出する。

<ご参考>

当社のコーポレート・ガバナンス体制図



7. 業務の適正を確保するための体制(コーポレート・ガバナンス体制)の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行体制

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月開催される取締役会において、法令及び定款並びに規定に定められた重要事項について審議を行うとともに、決議された事項の経過及び結果や取締役の業務執行状況について報告を受けることで、取締役の執行状況の監督を行いました。

(2) 監査役の職務執行体制

監査役による監査は、毎年策定される「監査計画」に基づき、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席と意見の表明、稟議書などの重要な決裁書類の閲覧、代表取締役社長及び各取締役との情報・意見交換、各部門・子会社への往査、三様監査協議会の定期的な開催による会計監査人・社内監査部門との連携等により行いました。

(3) コンプライアンス体制

「コンプライアンス規程」に基づき、役員・部門長・子会社社長で構成されるコンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議を定期的に開催し、年度活動計画や各部門・子会社の活動状況の報告、社外講師による講話などを行いました。また、コンプライアンスに関するeラーニング受講、コンプライアンスチェックシートによるアンケート実施など、グループ全体でのコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、コンプライアンス相談窓口の利用方法・相談者の保護について周知を図りました。

(4) 内部監査体制

社内監査部門である内部監査部の「内部監査計画」に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、監査結果を担当取締役と取締役会へ報告し、所要の改善を図りました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、収益に応じて、株主の皆様へ安定的な利益配当を継続することを最重要施策としつつ、将来に向けての企業体質の強化や研究開発及び設備投資等に資するための内部留保を充実させることを基本としております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載されている金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。
2. 本事業報告中のグラフ及び図につきましては、株主の皆様にご理解いただくためのご参考として、掲載しているものであります。

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,465,248	流動負債	18,805,915
現金及び預金	847,408	支払手形	6,063,674
受取手形	30,766	工事未払金	5,678,072
電子記録債権	1,739,062	短期借入金	4,800,000
完成工事未収入金	12,361,557	リース債務	40,703
契約資産	8,446,847	未払金	217,852
未成工事支出金	312,097	未払費用	207,968
材料貯蔵品	110,118	未払法人税等	629,543
前払費用	72,042	契約負債	699,194
短期貸付金	226,000	預り金	57,835
未収消費税等	266,223	前受収益	2,100
その他	75,347	固定資産購入支払手形	110,851
貸倒引当金	△22,222	完成工事補償引当金	36,550
		工事損失引当金	261,568
固定資産	10,936,413	固定負債	3,491,301
有形固定資産	7,118,787	リース債務	63,657
建築物	2,392,797	再評価に係る繰延税金負債	490,267
構築物	108,866	退職給付引当金	2,822,194
機械装置	247,956	預り保証金	12,600
車両運搬具	2,760	その他	102,582
工具器具備品	185,705		
土地	4,055,545	負債合計	22,297,216
リース資産	79,322	(純資産の部)	
建設仮勘定	45,832	株主資本	13,821,664
無形固定資産	308,283	資本金	3,642,350
借地権	13,170	利益剰余金	10,204,433
ソフトウェア	244,123	利益準備金	183,082
ソフトウェア仮勘定	31,870	その他利益剰余金	10,021,351
その他	19,119	固定資産圧縮積立金	103,588
投資その他の資産	3,509,343	別途積立金	7,700,000
投資有価証券	287,949	繰越利益剰余金	2,217,762
関係会社株式	1,871,331	自己株式	△25,118
出資金	6,000	評価・換算差額等	△717,218
関係会社出資金	8,500	その他有価証券評価差額金	51,894
長期貸付金	38,000	土地再評価差額金	△769,113
長期前払費用	8,410		
長期保証金	70,868	純資産合計	13,104,445
繰延税金資産	1,125,343	負債・純資産合計	35,401,662
その他	136,687		
貸倒引当金	△43,747		
資産合計	35,401,662		

損益計算書

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		50,826,962
完 成 工 事 原 価		45,770,683
完 成 工 事 総 利 益		5,056,279
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,915,749
営 業 利 益		2,140,529
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,720	
受 取 配 当 金	74,198	
そ の 他	61,398	141,317
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,714	
売 上 債 権 売 却 損	9,569	
そ の 他	43,296	84,580
経 常 利 益		2,197,265
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10,213	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	115,616	125,830
税 引 前 当 期 純 利 益		2,071,435
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	778,793	
法 人 税 等 調 整 額	△ 105,649	673,144
当 期 純 利 益		1,398,291

連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	29,309,373	流動負債	20,084,671
現金及び預金	4,439,246	支払手形・工事未払金等	12,219,478
受取手形	97,426	短期借入金	4,800,000
電子記録債権	1,739,062	1年内償還予定の社債	50,000
完成工事未収入金	13,043,504	1年内返済予定の長期借入金	67,908
契約資産	8,999,443	未払法人税等	736,198
有価証券	50,000	契約負債	747,216
未成工事支出金	314,814	完成工事補償引当金	36,550
その他棚卸資産	148,544	工事損失引当金	266,911
短期貸付金	1,748	その他	1,160,408
その他	497,804		
貸倒引当金	△22,222	固定負債	3,537,502
		長期借入金	74,127
固定資産	10,385,873	再評価に係る繰延税金負債	490,267
有形固定資産	8,272,643	退職給付に係る負債	2,538,706
建物及び構築物	3,093,780	預り保証金	12,684
機械装置	298,316	その他	421,716
土地	4,281,305		
リース資産	301,531	負債合計	23,622,173
建設仮勘定	45,832	(純資産の部)	
その他	251,876	株主資本	16,009,617
無形固定資産	310,251	資本金	3,642,350
借地権	13,170	資本剰余金	1,243
ソフトウェア	245,034	利益剰余金	12,391,142
ソフトウェア仮勘定	31,870	自己株式	△ 25,118
その他	20,175	その他の包括利益累計額	△ 227,863
投資その他の資産	1,802,978	その他有価証券評価差額金	53,265
投資有価証券	385,421	土地再評価差額金	△ 769,113
長期預金	47,543	為替換算調整勘定	235,584
繰延税金資産	1,048,479	退職給付に係る調整累計額	252,399
その他	365,280		
貸倒引当金	△ 43,747	非支配株主持分	291,319
資産合計	39,695,247	純資産合計	16,073,073
		負債・純資産合計	39,695,247

連結損益計算書

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		57,881,828
完 成 工 事 原 価		51,681,184
完 成 工 事 総 利 益		6,200,644
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,520,415
営 業 利 益		2,680,228
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	45,890	
助 成 金 収 入	6,699	
為 替 差 益	14,747	
そ の 他	78,673	146,010
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,304	
売 上 債 権 売 却 損	9,569	
そ の 他	62,845	105,719
経 常 利 益		2,720,520
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,983	1,983
特 別 損 失		
減 損 損 失	17,343	
固 定 資 産 除 却 損	10,266	
会 員 権 評 価 損	997	
工 事 関 連 損 害 補 償 金	217,584	246,191
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,476,312
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	897,529	
法 人 税 等 調 整 額	△ 105,429	792,100
当 期 純 利 益		1,684,211
非支配株主に帰属する当期純利益		37,935
親会社株主に帰属する当期純利益		1,646,275

独立監査人の監査報告書

令和5年5月19日

株式会社 高田工業所
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 邊 晴 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 憲 吾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高田工業所の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和5年5月19日

株式会社 高田工業所
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 邊 晴 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 憲 吾

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高田工業所の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高田工業所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基いて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等にしがたい、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月22日

株式会社 高田工業所 監査役会

常勤監査役 牟田 郁二 ㊟

常勤監査役 福田 剛 ㊟

監査役
(社外監査役) 奥村 勝美 ㊟

監査役
(社外監査役) 林 秀之 ㊟

(注) 監査役 奥村 勝美及び林 秀之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

北九州市八幡西区築地町1番1号

株式会社高田工業所 本社会議室 TEL 093-632-2631



交通

●JRご利用の場合

・JR黒崎駅よりタクシーで5分

●西鉄バスご利用の場合

・JR黒崎駅前より小倉方面行行先番号①②に乗車
紅梅バス停下車徒歩10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

